

「令和6年度化学物質管理に係る専門家検討会」報告書（概要）

令和7年3月18日

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

I 検討の趣旨等

1 検討会の趣旨

今般、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、**危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる**。さらに、**化学物質による休業4日以上**の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則等の**特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数**を占めている。これらを踏まえ、従来、**特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化**を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、**事業者が**、危険性・有害性の情報に基づく**リスクアセスメントの結果に基づき**、国の定める基準等の範囲内で、**ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度**を導入することとしたところである。

この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、2に掲げる事項を検討する。

2 検討事項

- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質のばく露の濃度の基準及びその測定方法
- 労働者への健康障害リスクが高いと認められる化学物質の特定並びにそれら物質の作業環境中の濃度の測定及び評価の基準
- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質に係るばく露防止措置
- その他

3 報告書

今般、本検討会は、2に掲げる検討事項のうち、次に掲げる事項について、報告書としてとりまとめた。

- **対象物質ごとの濃度基準値・測定方法**について
- **危険有害性情報の通知関係**について

4 検討会の参集者

（全般に関する事項）

大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
尾崎 智	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事 環境安全 レスポンシブル・ケア推進 管掌（～令和5年度第9回）
小野 真理子	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター センター長代理
佐藤 恭二	建設労務安全研究会 副理事長 飛鳥建設株式会社 安全環境部 担当部長（令和6年度第1回～）
城内 博	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋 光俊	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長
武林 亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
西村 杉雄	一般社団法人 日本化学工業協会 化学品管理部 部長（令和6年度第1回～）
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内 博幸	産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 教授
宮本 俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医
最川 隆由	一般社団法人 全国建設業協会 労働委員会 労働問題専門委員 西松建設株式会社 安全環境本部安全部担当部長（～令和5年度第9回）
森 浩二	一般社団法人 日本印刷産業連合会 環境安全部 部長（令和6年度第1回～）

（毒性に関する事項）

上野 晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本 俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
宮川 宗之	帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 非常勤講師

（ばく露防止対策に関する事項）

津田 洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利 一	産業医科大学 名誉教授
山室 堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 上席専門役

Ⅱ 令和 6 年度の濃度基準値及び測定方法の検討結果

第 1 令和 6 年度の濃度基準値及び測定方法の検討結果

令和 6 年度は、濃度基準値設定候補 167 物質と前年度までの積み残し 57 物質を対象に検討した。その結果は以下のとおり。

(1) 令和 6 年度の濃度基準値及びその測定方法の検討結果

濃度基準値の案と測定方法を設定した物質は 87 物質であり、これらの物質について物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法、留意事項を示した。なお、測定方法については標準的な手法として示しているものであり、同等以上の精度が確保できる場合は、その他の方法で行っても差し支えないこととしている。

(2) 濃度基準値を設定しなかった物質とその理由

発がん性が明確であるため長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値をは設定しなかった物質は 2 物質であり、その他の理由で濃度基準値を設定しなかった物質は 9 物質である。

(3) 令和 7 年度以降に再度検討する物質とその理由

令和 4 年度から令和 6 年度に検討対象であった物質のうち、令和 7 年度以降に再度検討することとなった物質は 128 物質。主な理由は濃度基準値設定に係る文献収集中であること、測定方法について検証が必要なためである。

第 2 令和 7 年度以降の濃度基準値の検討対象物質

令和 7 年度以降の濃度基準値の検討対象物質は、リスクアセスメント対象物のうち、リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業性ばく露限界値があり、かつ、測定・分析方法がない約 350 物質を対象とする。

※ 令和 7 ～ 8 年度の濃度基準値設定候補物質は、報告書別表 1 - 3 参照

Ⅲ 危険有害性情報の通知関係

第1 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について

1. 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について

- (1) 履行確保のため、次の通り規定すべき
 - ア SDSの交付等による危険有害性情報の通知の義務（労働安全衛生法（以下、「安衛法」という）第57条の2第1項）に罰則を設けるべき。
 - イ SDS等により通知した事項を変更した場合は、変更後の通知事項を速やかに譲渡・提供先に通知（安衛法第57条の2第2項）する努力義務を義務規定とするべき。
- (2) SDS等による危険有害性の通知事項のうち、必須となる事項について厚生労働省令で定めるべき。これら以外で通知が望ましい事項については、通知等で示すべき。

第2 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

2. 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

- (1) 重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当する場合や、特定の有害性クラスであって区分1に該当する場合は非開示の対象とすべきではない。
- (2) 次の事項を化学物質の譲渡・提供者に対する法令上の義務として規定すべき。
 - ア 非開示が認められる物質のみについて、成分の通知義務が免除されること
 - イ 非開示の場合には「営業秘密」であることを通知するとともに、代替名その他の情報を譲渡・提供先に通知しなければならないこと
 - ウ ア及びイにより成分名を非開示とし、代替名その他の情報を通知した場合、非開示とした成分名及び通知した代替名その他の情報を記録し、当該通知から5年間保存しなければならないこと
- (3) 医師が、非開示対象物質にばく露した者への診断及び治療のために必要であるとして、成分名の開示を求めた場合、営業秘密に当たる成分名を直ちに開示することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。
- (4) 産業医が、成分名の特定が必要であるとして、成分名の開示を書面で求めた場合、その目的に必要な範囲において、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に営業秘密に当たる成分名を、速やかに開示することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。
- (5) 労働基準監督機関が、営業秘密の非開示事項が適切に設定されているかの確認のため、非開示情報の開示等を求めた場合、報告することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。